（全て消費税別）

スポット報酬基準

① 相談・立会報酬

「相談報酬」とは、労働社会保険諸法令につき、初回又は都度の相談に応じまたは指導する場合に受ける報酬です。「立会報酬」とは、関係官庁が行う調査等にあたって、立ち会う場合に受ける報酬です。

相談報酬	1時間	10,000円	往復移動時間等の拘束時間についても報酬をご請求致します。
立会報酬	1時間	15,000円	

② 手続報酬

「手続報酬」とは、社会保険労務士業務のうち、書類作成および提出の事務を受諾した場合に受ける報酬です。

入社	雇用保険の資格取得届	1件	10,000円
	健康保険・厚生年金保険の資格取得届	1件	10,000円
	扶養異動届	1件	10,000円
退職	雇用保険　資格喪失届　（離職票発行あり）	1件	15,000円
	雇用保険　資格喪失届　（離職票発行なし）	1件	10,000円
	健康保険・厚生年金保険の資格喪失届	1件	10,000円
他	時間外・休日労働に関する協定届（36協定）	1事業所につき	20,000円
	変形労働時間制に関する協定届		20,000円
	傷病手当金など健康保険の給付請求	一般的なもの	20,000円
	60歳到達時賃金証明		20,000円
	休業補償給付など労災保険・通勤災害の給付請求		30,000円

● 社会保険〈算定基礎〉・労働保険〈概算・確定〉 申請　手続報酬

算定基礎		1人～49人	15,000円＋1,000円×人数
		50人以上	65,000円＋800円×（人数−50）
労働保険概算確定	継続事業	算定基礎　料金設定と同じ	
	一括有期事業	20,000円＋500円×工事件数	
	単独有期事業	30,000円	

● 社会保険・労働保険　新規適用／廃止　手続報酬

	健康保険・厚生年金保険	労災保険	雇用保険
適用	30,000円（基本料）＋3,000円×人数（被保険者＋被扶養者）	1労働保険番号につき20,000円 労働保険概算申告は上記参照	30,000円（基本料）＋2,000円×人数
廃止	20,000円	1労働保険番号につき 労働保険〈概算・確定〉に準ずる	20,000円

※廃止手続は、いずれも資格喪失届は含まれません。雇用保険の廃止手続は、離職票は含まれません。

WISROM

（全て消費税別）

③ 助成金申請報酬

厚生労働省所管の助成金を申請する場合に受ける報酬です。

顧問契約	着手金	計画書作成	成果報酬
あり	なし	10,000円～	20%
なし	発生する場合がある	20,000円～	30%

※助成金の種類や難易度により、着手金及び成果報酬を変更することがあります。

④ 就業規則及び規程作成変更

就業規則の作成及び規程等の作成する場合に受ける報酬です。

顧問契約	報　酬	就業規則の内容
あり	150,000円～	就業規則本則、賃金規程及び育児介護休業規程の3規則規程が基本
なし	200,000円～	

※訪問回数、打ち合わせ回数及び就業規則の作成内容により、見積致します。

⑤ 労働者派遣事業許可申請手続

労働者派遣事業許可申請、変更、報告及び更新の手続きをする場合に受ける報酬です。

種　　類	報　酬
労働者派遣事業許可申請	210,000円～
労働者派遣事業許可更新	160,000円～
各種変更手続	30,000円～
労働者派遣事業報告書	50,000円
労働者派遣事業収支決算書・関係派遣先派遣割合報告書	20,000円
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（初回）	150,000円～
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（2回目以降）	30,000円～

⑥ 職業紹介事業許可申請手続

職業紹介事業許可申請、変更、報告及び更新の手続きをする場合に受ける報酬です。

種　　類	報　酬
職業紹介事業許可申請	105,000円～

⑦ 賃金制度及び退職金制度見直し

依頼内容の詳細を診断したうえで、期間及び報酬を見積致します。

WISROM